

放課後児童クラブに入所できる基準

放課後児童クラブに入所できる児童は、その保護者が次の事項のいずれかに該当する場合です。

1 居宅外労働

児童の保護者が日中居宅外で労働することを常態としているため、その児童の保育ができない場合。

2 居宅内労働

児童の保護者が日中居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としているため、その児童の保育ができない場合。

3 妊娠・出産

児童の母親が出産の前後（※）のため、その児童の保育ができない場合。

（※）期間の目安は産前4週・産後8週間ですが、個々の体調や家庭事情により、期間を超える場合は児童クラブにご相談ください。

4 疾病・障がい

児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合。

5 介護等

児童の保護者が病気又は心身に障がいがある同居親族等の常時介護又は看護により、その児童の保育ができない場合。

6 家庭の災害

火災、風水害、地震など災害の復旧のため、その児童の保育ができない場合。

7 その他

1～6に掲げるもののほか、その他の事由により明らかにその児童が保育を必要とすると町長が認めた場合。